

銀行員は
これだけ
やるべき!



相続相談&手続きの^勘所

金融機関の担当者が直面しがちな、相続相談や手続きに関する諸問題…その
上手な対処法を様々な法制などの根拠とともに解説します!

第3回 執筆・八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 税理士/行政書士/CFP®

担当者として
どこまで
できる?

自筆証書遺言の内容や 保管制度の質問を受けた…



民

法では遺産相続について、
法定相続人とその相続分を
定めています。一方で「特定の相
続人に多く相続させたい」など、
被相続人の遺志を遺産分割に反映
させるのが「遺言」です。遺言は
法定相続分よりも優先されます。
相続預金の払戻手続きに対応する
ための遺言書については、しっか
りと押さえておく必要があります。
す。その中でも今回は自筆証書遺
言について解説します。

自筆証書遺言は、遺言者自身で
作成する遺言書で、本文を自筆で
書き、最後に作成日と氏名を署名
押印します。書き間違えたときや
追記するときは「3文字削除」や
「4文字加筆」などを該当箇所近
くに付記し、変更箇所に署名とと
もに押印したものと同一印鑑を押
印する必要があります。本文は自
筆ですが、遺産目録についてはワ

ードプロや通帳等コピーの添付が認
められています。
費用がかからず遺言を遺したこ
と自体を秘密にできる点はメリッ
トですが、紛失や破棄される恐れ
がある点、本人が書いたかが争点
になる可能性がある点、相続発生
後に家庭裁判所の検認が必要な点
はデメリットです。

自筆証書の保管制度を 活用すれば検認が不要

ただし令和2年7月より始まっ
た、法務局での「自筆証書の保管
制度」を活用した場合は、検認手
続きは不要です。この制度は、①
遺言者本人が自筆証書遺言を保管
所に持参する、②保管所で本人確
認と遺言書の様式の確認を行う、
③遺言書の原本を保管所で保管す
るという流れで利用します。遺言
者が存命の間は、遺言書の内容

や存在を、他人が保管所で確認す
ることはできません。
この制度を利用するメリットは
遺言書を安全に保管でき、紛失の
トラブルを避けることができる点
です。検認手続きが不要になるこ
とで、遺言者死亡後の相続手続き
がスムーズになります。

ちなみにこの制度において法務
局は、遺言書の様式と、遺言書が
自署されたものかを確認し、遺言
者の本人確認を行うのみで、遺言
の内容についてのアドバイスは行
いません。

自筆証書遺言があるときの 相続預金の払戻手続きは…

相続預金の払戻手続きは、まず
遺言者の死亡を、被相続人の戸籍
謄本で確認します。保管制度を利
用した自筆証書遺言が遺されてい
る場合、遺言書保管所が発行する



●遺言書情報証明書（一部抜粋）と遺言書の確認ポイント

遺言書情報証明書	
遺言書	
作成の年月日	令和 2 年 7 月 31 日
保管を開始した年月日	令和 2 年 8 月 2 日
遺言書が保管されている 遺言書保管所の名称	松山法務局
保管番号	H0101-202008-100
受遺者等	
氏名又は名称	近代花子
住所	愛媛県松山市松江町 1 丁目 1 番地
氏名又は名称	近代一郎
住所	愛媛県大洲市大洲 3 丁目 3 番 3 号
整理番号	ア 000001

作成の年月日と保管を開始した年月日を確認

保管番号や整理番号で遺言書情報証明書の一連の書類が紐付けされているか確認

自店の取引口座がすべて記載されているか確認

遺言書	
遺言者 近代太郎は、次のとおり遺言する。	
1 条 遺言者は、その所有する次の財産を妻花子に相続させる。	
一、みかん銀行 松山支店に所在する下記預金	
普通預金	口座番号 112233
定期預金	口座番号 998877
~~~~~割愛~~~~~	
3 条 遺言者は、上記以外の一切の財産を妻花子に相続させる。	
令和 2 年 7 月 31 日	
遺言者	近代 太郎
整理番号	ア 000001
保管番号	H0101-202008-100

遺言書に記載されていない預金口座等があった場合には、その他財産の承継者が定められているかを確認

遺言執行者が定められている場合、執行者が相続預金の払戻し手続きを代行できる

「遺言書情報証明書」を確認します。この証明書に、遺言の基礎情報や遺言書本文、遺産目録が記載されています。

次に遺言執行者が指定されているかどうかを確認します。遺言執行者は、遺言書の内容に基づいて、遺産の名義変更手続きを単独で行う権限があります。遺言執行者が指定されている場合には、相続預金の払戻し手続きは、遺言執行者が行うこととなります。

指定されていない場合、相続届など一定の書類に相続人・受遺者（遺言によって遺産を受贈される人）全員の署名押印と印鑑証明書が必要になることがあります。自店での取扱いを確認しましょう。

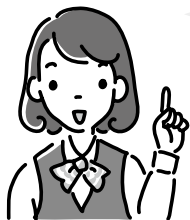
続いて自店の預金者の取引と遺言書の記載内容を照合します。遺言書に記載のない相続預金があれば、遺産分割協議書の再作成、または相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらう必要があります。なお、記載外の財産について、承継者が定められている場合には、その承継者が記載外の相続預金を引き継ぎます。

自筆証書遺言の保管制度において、遺言書の保管所はその内容までチェックしていません。全財産が特定の人に遺贈されるなど、不自然な内容の場合、安易な手続きを行うと、他の相続人から責任を追及されることも考えられます。

このようなときは、相続届に相続人全員の署名押印を求めたほうが良いケースもありますので、上司に判断を仰ぎましょう。

88

ここまでやるべき!



- 自筆証書遺言は、相続発生後に家庭裁判所の検認が必要となる。ただ法務局での保管制度を活用した場合は、検認手続きが不要となり、紛失せずに安全に保管することができることを覚えておこう
- 遺言書の保管所は自筆証書遺言の内容まではチェックを行っていない。全財産が特定の人に遺贈されるなど、不自然に感じられる内容があれば、上司に判断を仰ぐようにしよう